

1 国へお願いしたいことについて I-1, 2, 5

質問
・
意見

小学校では5年生からだった外国語活動を3年生からに前倒しし、5・6年生は外国語が教科化されました。これに伴い、3～6年生までそれぞれ週1コマずつ授業時間が増えています。また、外国語以外にも、プログラミング学習はじめ、新たに加わった学習内容や、主体的、対話的で深い学びの実現などが求められています。現場では、それらの具現に向け、精一杯の努力をしておりますが、膨大な求めに対し、限界を感じている状況です。教員からは「働き方改革は困難」との声も聞かれます。国の構想実現に向けては、どうしても前線を守る教員のゆとりが必要です。学習指導要領の再整理や、スクラップ・アンド・ビルド、効率化を図る必要があると考えます。

また、教職員の定数確保については、依然厳しい状況が続いています。新規教職員の大量採用による学校運営の戦力ダウンも大きな課題となっています。このような状況に鑑み、60歳を超えて働く教職員の確保は極めて重要です。しかし一方で、再任用教職員志願者の減少、早期退職者増加の問題が憂慮される状況にあります。背景は多様ですが、中でも大きいのは待遇の不十分さにあると考えられます。労働に見合う適正な待遇が実現されることを強く願います。

これらの問題については、国に対してお願い申し上げるべきことですが、県教委の皆様からの後方支援が必要です。教職員確保並びに、教職員の働き方改革、円滑な学校経営のためにお力添えいただきますようお願いいたします。

回答

学習指導要領に関して、11月13日に全国知事会議で文部科学大臣に対して、翌14日には要望活動で文部科学副大臣に対して、知事が問題提起をしています。

具体的には、義務教育において、現在の学習指導要領の内容が過剰であり、子どもたちが基礎的、基本的な学力を身に付けることが難しいと考えられるため、学習指導要領の見直しが必要であるということを訴えています。

全国知事会では、他の知事の賛同も得ることができ、「学習指導要領を見直すこと」という文言が提言に盛り込まれました。

政府主催の全国知事会議においては、文部科学大臣に対して、学習指導要領の見直しが必要であることを訴え、「しっかりと検討を行います」という発言がありました。

定年延長により、60歳以降の教員が、豊富な知見と経験を生かして生き生きと働ける環境を整えることは、ますます重要になり、働き手を増やすことにつながると考えています。

今年度は働き方の選択肢拡大の一つとして、定年前再任用短時間勤務、暫定再任用短時間勤務を導入し、教科指導のみならず、人材育成型として学校管理のサポートや教員の指導のサポートを行う職務内容を可能としました。

また、今年度60歳を迎える教員の勤務継続の希望は、これまで定年退職後、暫定再任用を希望する割合より多く、定年延長による変化も見られます。管理職等（主幹教諭含む）役職定年者についても、特例任用による管理職継続や、降任であっても授業教授だけでなく、指導主事、社会教育主事への任用の他、学校運営を支援する職務も可能としています。

一方で特に小学校において、学級担任を行う暫定再任用教職員の割合が60%近くであったり、暫定再任用者の平均担当授業時間数は常勤教員の全体平均を上回っていたりするなど、県教委としても課題であると捉えています。60歳以降の給与水準については、国において、民間企業における高齢期雇用の実情や給与水準等を参考に設定されており、県もこの取扱いに準じて設定しているため、県教委独自での改正は困難な状況です。給与面での待遇改善については担任手当も含め、国の動向を注視していきます。

高齢の職員ができるだけ働きやすい環境を整えていくため、ニーズを踏まえた働き方の選択肢拡大を引き続き進めていきたいと思っております。

2 会計年度任用職員の配置について Ⅱ-1-(7) Ⅱ-3-(1)(2)	
質問 ・ 意見	<p>学校現場における常勤教職員の確保が困難を極める中、各校では、会計年度任用職員の効果的な活用を模索しています。一方、授業系非常勤講師の確保も極めて危うい状況です。このことを受け、以下3点について要望させていただきます。</p> <p>まず、不登校児童生徒数増に伴う、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・親と子の相談員・学びいききサポーターの配置数・勤務時間数増についてです。担任にとって、児童生徒の不登校と向き合うことは、多大な労力と時間を必要とします。上記会計年度任用職員を配置いただくことで、対応を分担でき、児童生徒の居場所の確保並びに保護者の支援等が可能になります。ぜひ配置拡充についてご配慮いただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、指導補助系非常勤講師「にこにこサポート」の配置拡充です。にこにこサポートの配置により、重要な課題と認識しつつ、担任一人ではなかなか行き届かない、児童生徒の個別最適な学びの保障ができております。多くの学校にこの恩恵がいただきたいと考えます。</p> <p>そして、スクールサポートスタッフ、昨年度から配置いただいている緊急校務支援員は、それぞれの活用についての研究が進み、学校運営の大きな助けになっています。配置校からは喜びの声が聞かれており、今後の配置拡大・勤務時間数増のご配慮により、一層学校支援に資するものと考えます。</p> <p>以上よろしく申し上げます。</p>
回答	<p>教員不足が深刻化し、多くの学校において、教員の欠員や常勤に代わり非常勤講師を配置する状況が生じていることについて大変申し訳なく思います。</p> <p>講師・非常勤講師の確保については、毎年、教員採用試験の結果、非登載となった受験者への働きかけとともに、大学や市町村教育委員会の協力も得ながら任用候補者名簿に一人でも多くの人材が登録できるよう努めています。また、今年度は講師登録に係る電話連絡を外部委託し、これまでより早期の講師希望者確保を試みています。</p> <p>また、教員を支援する人材の確保は教員不足による教員の負担軽減を図ることができると考え、県教委としてもできることを考えていく上での一つの方策と捉えています。</p> <p>要望1 不登校児童生徒増に伴う各種会計年度任用職員の配置拡充について</p> <p>スクールカウンセラーの勤務時間数増については、今年度、1校あたり8時間の増額補正を行っており、積極的なご活用を期待しているところです。また、スクールソーシャルワーカーへの指導助言を行うスーパーバイザーに係る増額補正も行っており、スクールソーシャルワーカーの資質向上にご活用いただくよう提案しています。</p> <p>「子どもと親の相談員」は、不登校等児童が多く在籍する小学校で、児童一人一人に対してきめ細かな支援体制を構築する必要がある「不登校等対応体制充実指定校」に、支援体制が構築されるまでの間、配置しています。この制度は、不登校児童の減が直接の成果目標ではなく、支援体制の構築が主たる目標であるので、基本的には単年度で指定校を指定するものです。</p> <p>学びいききサポート事業については、サポートの必要度が高い中学校に対して、県全体で31校に30名配置しています。令和4年度から、運用を緩和し、市町村教育委員会の判断で、複数校の兼務を可能とし、実際に兼務を行っている市町村があります。</p> <p>いずれの事業につきましても、限られた財源の中でより多くの学校に支援ができ、児童生徒に有益に働くよう今後もできることを考えていきたいと思っております。</p> <p>要望2 指導補助系非常勤講師「にこにこサポート」の配置拡充について</p> <p>今年度のにこにこサポート事業（小学校 通常の学級）は引き続き全県で100名、にこに</p>

こサポート事業（特別支援支援学級）は昨年度より6名増の59名を配置しています。財政面からさらに非常勤講師の配置を拡充するとすれば、常勤講師を減らし、その財源を活用する必要があり、現状を超える人材の配置は困難です。しかし、学びいきサポート事業と同様に、小学校の通常の学級分については、複数校の兼務を可能としています。限られた財源の中でより多くの学校に支援ができるよう、今後でもできることを考えてまいります。

要望3 スクールサポートスタッフ、緊急校務支援員配置拡大・勤務時間数増について

来年度に向けての国への重点要望において、働き方改革の実現のために、スクールサポートスタッフの配置について、引き続き支援拡充を求めています。

制度創設以降、予算を拡充し令和5年度においては、市町村の配置希望を満たす予算額を措置しているところですが、次年度以降においても必要な予算額の確保に努めます。

緊急校務支援員については、市町村からの要望等を踏まえ、制度を見直し、令和5年11月に支援員の配置時間の上限を拡充しました。これにより、支援員が配置できる時間数は、1人あたり年間1,400時間（8時間×5日×35週）から1,920時間（8時間×5日×48週）へ増加し、より多くの時間、勤務できるようにしています。ただし、今年度については、年度途中で制度見直しを行ったため、1,560時間（8時間×5日×39週）となっております。

教員不足に対し、教員をサポートする人材配置の工夫が今後必要と考えます。本会等で現場の情報をお聞きしながら、働き方改革と併せ、教員の負担軽減がなされることについて工夫していききたいと考えます。

【参考】教員確保に向けた今年度の具体的取組

(1) 常勤教員の未配置が生じている学校現場の負担軽減

- ① 「緊急対応非常勤講師」の勤務時間増（875時間→最大1,095時間）、業務内容の柔軟化（授業だけでなく校務も担当可能に）【R5新規】
- ② 「緊急校務支援員」（教員免許なし）の配置（県10/10）【R4～】
- ③ 各種制度・事業の運用緩和（主幹教諭の授業時間数（週10時間程度）の上限撤廃、加配関係書類の簡素化など）【R4～】 など

(2) 年度途中での人材確保

- ① 定年退職者等への再度、再々度の働きかけ
- ② 主に県外の教員経験者を対象とした「特別選考試験」（5月に実施、11名合格）の本年2回目の実施検討 など
- (3) 次年度当初の欠員ゼロに向けた対応（主なもの）
 - ① 60歳以後も勤務できる教員の確保（定年延長、暫定再任用）
 - ・ 再任用短時間勤務制度の運用など働き方の選択肢の拡大
 - ② 常勤講師の確保
 - ・ 講師登録を呼びかける電話連絡（例年12月頃に職員が実施）を、外部委託により大幅に早期化【R5.6補正】
 - ③ 教員採用試験の見直し
 - ・ 「特別選考試験」【R4～】、「島根創生特別枠」【R5～】の継続
 - ・ 大学卒業後に他業種に就職した教員免許を有する若者等の呼び込み
 - ④ 教員志望者の裾野拡大（高校生・大学生へのアプローチ）
 - ・ 高校生の教員志望者向けセミナー「教師塾」の実施（R3～浜田・益田、R4～松江東・大社、R5～大田・隠岐と対象校拡大中）
 - ・ 県内や近隣大学の教職課程1・2年生向け「学校職場体験」の実施【R5新規】
 - ・ 島根大学及び島根県立大学の学生13名を松江市内5校で1週間受入れ（本庄小、鹿島東小、鹿島中、美保関中、八束学園）
 - ・ 環太平洋大学の学生72名を出雲市、江津市の小学校各1校で3日間受入れ
 - ⑤ 募集広報・教職の魅力発信強化
 - ⑥ 相談・サポート体制強化（新規採用者等の定着促進、離職防止）
 - ・ スクールカウンセラーの活動時間拡充、スクールロイヤーの導入【R5.6補正】
 - ⑦ 教員籍の行政等勤務者（指導主事・社会教育主事等）の配置合理化
 - ・ 人員削減：令和5年度は6人減。6年度は15～20人程度減
 - ・ 再任用職員配置：令和5年度10人増の34人。6年度は35人～40人程度
 - ⑧ 処遇改善や奨学金返還免除制度の検討（県独自制度の検討+国への要望） など

3 初任者研修内容の精選と、初任者及び学校の負担軽減 Ⅱ-2-(1)	
質問 ・ 意見	<p>大量退職に伴う大量採用で、学校規模問わず、毎年、新規採用者が配置されています。特に新卒者の指導は全校体制を整え、綿密に行われる必要があります。しかし、いじめ・不登校問題の対応や特別な支援を要する児童・生徒への対応、保護者対応等、現場の多忙感が払拭できない状況の中、育成のための十分な指導が叶いません。また、定数未配置、年度中途欠員の不補充は、教育課程実施上のブレーキとなり、止む無く新規採用者の校内研修（特に見学研修）を犠牲にして、校内体制を組まざるを得ない場合も少なくありません。さらに、学校によっては、毎年新卒者が入っています。2年目、3年目を迎えても自立の途上にあり、変わらずの支援・指導が必要です。そこには十分に手が回らない状況です。新規採用者の自立支援と円滑な学校運営がともに叶うような、初任研の研修時間数の弾力化、内容精選及びプログラムの再検討を強く要望します。</p>
回答	<p>初任者研修は、教育公務員特例法第23条に基づき、一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的として実施しています。</p> <p>今年度校内研修を変更した点等は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学研の時数変更はしないが、運用の工夫について連絡協議会で伝えた。 ・一般研修の時間を28～56時間と幅をもたせていたが、28時間とした。 ・教科等の研修におけるその他研（選択）を教材研究等の研修（教材研）に変更し、研修時間を28時間とした。教材研究を行うなどの時間とし、指導教員等が直接指導する場合や近くで見守り必要に応じて相談に応じる。 <p>次年度についても、校内研修の一部見直しにより、初任者と配置校の負担軽減に向けた変更を検討しています。</p>